

「在日外国籍児童生徒の 進路保障の取り組み」

松永小学校　野　田　泰　洋

一、はじめに
本校には、九四年四月現在で一一人のブラジル籍の児童が在籍。

‘九四年度から本校においては、「日本語指導学級」が開設された。九三年度までは、「一日二時間の非常勤講師による「日本語指導学級」」だったので、時間的に十分とはいえないが、单年度の加配ながら常勤の職員がついたことで、九四年度は毎日最低一時間は「日本語指導学級」で学習できるところまで教育条件は前進した。

しかし、この「日本語指導学級」で何を学習すればよいのかという課題は実はあまり論議されておらず、ただ学級の名称通りに「日本語」または「日本の文化」を学習する場という程度の把握しかされていないのが現状といつていい。実際に一日二時間の勤務をする非常勤講師の先生に聞いてみると、教育委員会からは「日本での生活にこまらないように、日本語や日本の文化について教えてほしい」と言われている。それは、否定しないが、保護者の願いや学校現場の課題意識は違う。

とりわけ、小学校低学年または就学前に日本へ来て日本語の教育を受け続けてきた児童は、母語であるポルトガル語を忘れてしまい、小学校三年生の年齢であるのにABCが書けない（学習していない）という状況に置かれている。つまり、日本語も確かにではないし、母語も使わないうちに忘れてしまっているという実態である。このことは、本校では早くから課題としてきた。課題と

してきた経過は次の「学力保障」の項でふれたい。

まず、私たちは児童・生徒の実態をきちんと認識し、どんな教育内容を作っていくのか検討しなくてはならない。はつきり言えば、「日本での生活にこまらないよう日本語や日本の文化について教える」というのはある面でまちがっている。いざれ母国へ帰るということが前提にあるのだから、母語の学習は必要不可欠である。

そういう認識にたてば、日本の教科書が無償であるのだから、ポルトガル語の教科書も無償またはそれに近い形で、教育条件の整備をはかる必要がある。それがそれぞの現場に任されて、現場によって格差を作るのではなく、行政の責任として実施されるよう要求したい。

さらに、松永地区では、神辺町でも活躍している戸田エミリア先生によるポルトガル語教室の開設が、九五年度から実現し、子どもたちにとっての母語の学習環境は整えられてきたものの、戸田エミリア先生の立場の保障や労働報酬などの問題はわたしたち学校現場の課題として、残っている。

九四年度の福山市同和教育研究大会で、松永小学校での在日外国籍児童生徒の進路保障の報告でしたが、参加者の中から「日本へ来ているのだから、日本語を学習すればよい。ポルトガル語の学習を日本の学校がする必

要はない」という意味の発言があり、それに同調する参加者もいた。当然、進路保障という視点から、なぜ母語の学習が必要なのかということなど、反論していったが、最終的に理解は得られなかつた。このことをきっかけとして、解放教育の視点から、「なぜ取り組むのか」を整理する必要にせまられた。不十分ながら、現時点で整理した部分を報告したい。

二、なぜ、在日外国籍児童生徒の進路保障の取り組みがあるのか。

まず、なぜ在日外国籍児童生徒の進路保障の取り組みがあるのか、解放教育の視点から明らかにしておかなくてはならない。つまり、子どもたち、また保護者がどのような被差別の状況におかれているのかが明らかにされないと、何に取り組んだらよいのかがわからなくなる。

なぜ取り組みをするのかを簡単に言えば、今の日本の教育システムでは、在日外国籍児童生徒の進路保障が非常に困難であるということ。それは、母国へ帰る場合においても、日本に住み続ける場合においても同様である。私たちがすべての子どもたちの進路を保障していく取り組みを展開するのであれば、ごく自然のことである。

さらに、日系ブラジル人のように日本に出稼ぎに来て

いるものの、気持ちとしては母国へ帰ってきたという人々に對しての日本の地域社会の閉鎖性、行政の閉鎖性は、わたしたち自身の問題として、とらえておかなくてはならない。

以後記述する事例については、日系ブラジル人が多く居住する松永小学校の校区の実態を中心に問題提起していく。

① 何が差別か

在日外国籍児童生徒ならびにその保護者のおかれている状況をどのようにとらえるかという原点に返り、整理しておきたい。

〈学力保障〉

日本へ来たばかりの子どもにとつては、まず言葉のかべにぶつかる。

そして、日本での授業はほとんど日本語で行われ、ある一定期間の学習の後、日本語が話せるようになつても、例えば算数の文章問題を理解できるレベルに到達するには相当の時間が必要になる。とにかく、日本語が中心の生活になり、その日本語を十分に習得させるだけの教育条件が整っていないばかりか、さらに母語の習得に関する教育条件はほとんど整っていないのが現状といえる。

日本語を学習させるのにも十分とはいえないし、多文

化教育の条件はほとんど整っていない。

つまり、本人たちは保護者についてきて、本来うけることのできる教育の条件がほとんど整っていない状況にある。本人には何の責任もないのに。それでは、責任を保護者におしつけたらいいのだろうか。その問題は、〈職場で〉の項、資料を参照してほしい。

松永小学校において、母語指導の必要性が論議されたのは、九三年ころだった。当時在籍していた一五名のブラジル籍児童のうちの一人が日本語については、なんとか話すことはできるが、読み書きはほとんどできない状態で、ポルトガル語についても、読み書きは不十分なままで、話すことすら忘れかけている状態だった。それをそのままにはしておけない、というところから取り組みが始まつた。ちょうど、九四年度になり、私が日本語指導学級の担任になつてから、在籍児童が毎日一時間は日本語指導学級で学習することができるようになり、母語の学習を教育内容とするべく、ポルトガル語の資料を集め、母音を読み、書くところから始めていった。〈地域で〉

保護者のほとんどは、日本の地域社会にとけこんでいるとはいえない。同じ国籍の者同志での交流はあっても、いわゆる「町内会」組織に入つて地域住民との交流の場

をふやしていくことは稀である。

自ら入ってこないからだめなのか、入っておいでと声をかけないからいけないのか、どう判断したらよいのだろうか。ただ、町内会組織というものが知らされていないという現実は把握した上で考えないといけない。子どもたちのレベルでいえば、子ども会組織が各町内会にあらが、その存在すら知られていらない。

保護者によつては、町内会には入つていなくても、いろんな行事にさそつてもらって、日本人との交流はよくできていると話す人もいる一方で、日本人との交流はほとんどなく、日本人から苦情をうけてやむなく転居したり、ゴミの出し方が伝えられてなかつたりと、疎外感を感じ、あからさまに日本人はきらいだという人もいる。

これは、地域の閉鎖性という問題と同時に行政の責任は重い。たとえば、ゴミの収集に関する情報をきちんとわかるように提供できないのは、実施主体の行政にあるだろう。情報を提供せずして、日本人とのトラブルが発生するのはごく当然のことである。ゴミの出し方ひとつとっても「だから外人は」とまわりに言わせるのは、まわりの住民の意識と同時に行政の責任も問題にされなくてはならない。

ただ、住民の意識の問題にしたり、行政の課題にした

りとそれを論じるのは簡単だが、そこで止まつていると、何も前には進まない。気付いたわたしたちが行動をおこさなければ、状況は変わらない。

〈職場で——なぜ日系人なのか〉

資料〈①〉にあるように福山市の外国人登録の国籍別の人口を見ると、九〇年には二三人だったブラジル国籍の人たちが、翌年には二七八人と一〇倍以上に増えている。これは、九〇年に「出入国管理法」（以下入管法）が改定され、合法的に就労できる日系人の入国が緩和されたことによる。八八年から、八九年当時は、バブル経済の頂点にあたり、企業は慢性的な労働力不足に陥った。入管法の改定に伴い、日本国内の縫製、電子、鉄鋼関連の企業が（松永では木工関連が多い）日系外国人、とりわけブラジル、ペルーなど南米からの雇用を推進するようになり、外国人労働者（移住労働者）が急増したのである。

このことは日本と南米の国々の歴史、日本からの移民の歴史にふれないわけにはいかない。（これについては資料〈②〉で）

ブラジル籍の子どもたちとその家族は、ある意味で「故郷への帰国」という気持ちで（ある程度というのは、来日前から日本や日本人についての知識は持っている人

もいるから、自分たちが「ガイジン」扱いされることをすでに予想している場合もあるから)やってきている。広島県からブラジルへ渡った人は特に多く、自分の友だちがたくさんブラジルへ移民したと話してくれる人もいる。その「友だち」が「帰国」すれば、本人や子ども、

孫たちは「ガイジン」になってしまふ。しかも、ブラジルへの移民は「日本の国策」として行われたことであり、一人一人が勝手にブラジルなどへ渡ったわけではない。

一九四五年六月、米軍に占領された沖縄は、巨大な米軍基地の建設で、貴重な耕作地を失った。沖縄本島の読谷村は、耕作地の七〇%を米軍に接収されたのである。

戦争で多くの耕地を失い、海外からは移住者の引き揚げで、人口が急増し仕事口はなかった。生きる術として、琉球立法政府は、アメリカ政府に沖縄からの海外移住を訴え続けていた。その結果やつと許されたのが南米・ボリビアへの計画移住だった。

(『出稼ぎ日系外国人労働者』藤崎康夫著 明石書店)

つまり、移住労働者に関する問題は日本の戦後処理の問題ともいえる。

さらに、残業をすることがおおく、子どもとかかわる

時間、地域社会と交流する時間がほとんど保障されていないという実態も認識していないといけないだろう。

三. どんな取り組みのありかたが求められているか。

① 3つの教育の在り方

外国籍児童への取り組みのありかたとして、中島智子さんが全朝教ブックレット『多文化教育と在日朝鮮人教育』という本のなかで整理されているので、紹介したい。

・ 同化教育

これは、福山市同和教育研究大会で発言があったのと、同じ考え方で、「わたしたちは、日本で日本の教育をしているのだから、それにしたがつてもらいます。気にいらなければ、来なければいい」というスタンスの教育。(現実、在日ブラジル籍児童生徒に就学義務はない)

・ 統合教育

「ホスト社会の言葉ができるような配慮、システムを取り入れる」と考えたらよい。日本においては、日本語による授業がなされているのだから、日本語の習得ができるよう援助しましようというスタンス。行政が「日本語指導学級」という名称をついているのは、この発想から。

・多文化教育

ホスト社会での言語や文化の習得はもちろん、本人たちの文化（言語）を大切にした教育。ただ、本人たちが特別に学習するだけでなく、ホスト社会の子どもたちもお互いの文化を学び交流する。

わたしたちのめざすところは、多文化教育にあるのだが、取り組みのスタンスとしてはいいのだが、実現させていくには、日本の教育のシステムの持つ問題。日本の

地域社会・保護者の意識、わたしたち教職員の意識、そして何より行政的な予算の裏付けなど課題は山積している。

② 保護者の願い（母語の取り組みをはじめたところ）

学校にあまり期待はしていないものの、ポルトガル語の習得についてはかなり心配している保護者が多い。個的にブラジルから持ってきたテキストを子どもにさせている家庭もあるが、夫婦で来日している家庭はすべて共働きであり、帰宅時間はだいたい八時くらいになるため、保護者が家庭で十分に学習をみてやることはむずかしい。

「日本語指導学級」でポルトガル語を学習させているということを家庭訪問で伝えると、家でやらせるより、学校で、しかもみんなで学習したほうがいいだろうと、

テキストを学校に貸してもらったりした。二学期になると初步的なポルトガル語の授業はいくらかできるようになったのでその様子を家庭に伝えると、ブラジルへ帰つたら一年生からやりなおしになるが、学習が進んでいれば二年生からスタートできる可能性もでてくる。よろしく頼む。という声もきかれだした。

ただ、わたしたちの独善的な部分がきびしく指摘されることもあるった。

たとえば、わたしたちはいいこと、必要なことと考えてポルトガル語の学習に力をいれていたら、「うちの子には日本語をしつかり学習させて、それが使える仕事に就かせたい」という希望も持っている。学校はなぜ日本語の学習をあまりさせてくれないのか」ということを言われ、原則は原則。大切なのは、それぞれの保護者の思いをきちんとつかむことだと反省した。

それぞれの家庭が、収入をとるか子どもの教育をとるかで迷いながら日本へ来ている。そして、日本で就労しながら十分に子どもの学習をみてやれないし、参観日にも個人懇談にも出席できない保護者がほとんどあり、「参観日にも行かないだらしない親だと思わないでください。仕事の現場は忙しく、とても休みをとれるような状況ではないのです。決して子どもに関わろうとしてな

いわけではないのです」というような必死の思いも聞いたてきた。

さらに、日本の地域社会での疎外感を強く感じている

ということを訴えられたこともあった。言葉による意志の疎通が十分でないために、必要以上にまわりの様子が気になる、友達とのトラブルがあつた時うちの子ばかりが悪者にされている、またはなぜガイジンと呼ばれるのか、ブラジルにはガイジンにあたる言葉はないなどという声は、わたしたちのもつてている閉鎖性や家庭との連携不足などを強く意識させた。

(3) 校内の取り組みについて

(1) 学校態勢

- ・同和教育推進部の中に、在日外国籍児童への取り組みを推進するプロジェクトを作り、取り組みの中核に。
- ・「日本語指導学級」担任者会を適宜持ち、「日本語指導学級」の取り組みと原学級の取り組みの交流を行い、また全体で進める取り組みについては検討する場としてきた。

(2) 「日本語指導学級」では

- *名称「日本語指導学級」について
母国語を大切にする取り組みを重視する意味からいえば、ポルトガル語指導学級となるべきなのだが、堂々と

ポルトガル語指導学級を名乗る教育内容、教育条件は確立されていないので、「」を使った「日本語指導学級」とする。

へー〉ポルトガル語の学習について

‘九四年四月、「日本語指導学級」がスタートした当初は、私自身が話せるポルトガル語といえば、「B o m D i a (おはよう)」くらいだったから、同和教育推進部や「日本語指導学級」担任者会でいくら『母国』を教育内容とする重要性を討議しても、実践するすべはなかつた。ただ、会話だけは、いくらかポルトガル語でできるように高学年の子どもに教えてもらい、「日本語指導学級」では、よく使う『きまり文句』をポルトガル語で話すようにこころがけていった。

保護者は私たちが感じる以上にポルトガル語の学習の大切さは自覚しており、テキストのようなものをブラジルから持ってきており、子どもに「かきかた」の練習をさせている家庭もある。そのテキストを借りて、自分なりにポルトガル語を学習するためのプリントを作つていった。そのプリントの内容は次のようなものである。

- ・単語の練習
- ・アルファベットの練習
- ・ポルトガル語の簡単な単語を日本語に

- ・日本語の簡単な単語をポルトガル語に

・簡単な日常会話の練習

- ・ポルトガル語の簡単な文を日本語に

- ・日本語の簡単な文をポルトガル語に

- ・ブラジルで使っている教科書を参考に日本語とポル

トガル語を併記した学習帳作成

一学期の後半になって、教職員組合の書記局の世話を
ブラジルの教科書などをあつかっている業者を見つけ、
一～四年の国語（ポルトガル語）と算数のテキストを購入した。このテキストとめぐりあえて、ポルトガル語の文章にふれさせながら、学習を進めることが可能になった。しかも、指導者用に答えのでているテキストがついているので、本文や設問が読めなくとも、とりあえず採点だけはできる。

一月からは、私自身もポルトガル語のテキストになってきたこともあって、低学年は週三時間の一斉授業を組んだ。

△△ 日本語の指導について

原学級では日本語での授業だから、当然その場が日本語の学習の場となるわけだが、すべて理解するというわけにはいかない。ただし、その分を「日本語指導学級」で補おうとするとポルトガル語の学習ができなくなるの

で、日本語に関しては、ひらかな・カタカナが読めて書ければよしとしている。

△△ 土曜日課、おしゃべり、文化交流

・土曜日の一、二校時は、原則は「日本語指導学級」の全員が集合して、レクを楽しんだり、話し合いをしてクラスのきまりをつくったりしている。現在日本に住んでいるのだから、原学級での仲間づくりが大切なのは当然だが、同じ言語を話す仲間が大勢集まつた時の彼らの表情はとてもいきいきとしている。

・普段の授業でも、時々は「おしゃべり」の時間をつくり、特に低学年には高学年とたくさん会話をさせてポルトガル語を忘れさせないようにこころがけた。

・高学年とは、学習以外に日本とブラジルの文化の違いを個人的に話し合う場をもつようにした。これによって、集団の中に位置付きにくい原因をさぐるとともに、文化の違いを知ることで、日本の文化を見つめ直す機会とした。

△△ 学習発表にむけて

・ ブラジルの子どもたちが在籍しているクラスでは、ある程度の文化交流ができるが、そうでないクラスでは交流の機会がないので、児童集会で歌などの発表の場をつくることが担任者会の中で提案され、毎年の発表にむ

けて練習している。(曲はブラジルの歌や日本の歌などを子どもたちが選んでいる)

さらに子どもたちの日頃の思いも発表させるようになっている。

四・今後に向けて

国連では「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」が、九〇年に採択された。第三一条には、「締約国は、移住労働者とその家族の文化的の尊重を保証し、出身国との文化的つながりを維持することを妨害しない」「締約国は、この点での努力を援助し奨励する適切な手段をとることができ」とある。

現在、日本はこの条約を批准していない。しかし、この条約の理念はわたしたちの取り組みと重なり、また学ぶことも多く、取り組みを進めていきたい。

資料〈②〉移民の歴史 福山市役所 田中真佐子さん
の話より

ブラジル移民が始まつたのは一九〇八年で「笠戸丸」という船に乗って渡つた。その当時一人二〇〇円の自己負担をし、一〇〇円はサンパウロ州政府が負担するような形で行われた。

ブラジル移民の場合は農業従事が目的で、コーヒー農園での労働力が求められていた。当時の外務省が沖縄を移民重点地区として定めていたため、「笠戸丸」の半数以上が沖縄県の人たちだった。

サンパウロ州政府は労働争議を農園主に対してしたらいけないという条件をつけてくるようになり、ついで契約期間が終わるまでは、契約地から出てはいけないという条件まで付く。

はじめは出稼ぎの形で「故郷に錦を飾れ」というものだつたのが、ブラジルはもともと低賃金なので「自分で土地をたくさん買って、安い労働力を使ってお金を儲けた方が有利」と、多くの人が定住するようになつて

いつた。

いずれにしても、移住させてしまえばあとは援助なしで、援助はあっても場あたり的でこれでは『棄民政策』ではないかとの批判も当時あった。

一九八〇年代にはブラジルに経済危機が襲い、一世が日本に帰ってきて働いたりするようになる。一世・三世も観光ビザで入って、日本人の子弟等というビザに変更して働くことが続く。しかし、日本政府は観光ビザで入ることをいやがり、ブラジルの日本領事館が法律にない書類の提出を求めたり、滞在の予定・日本での滞在費用の負担者・宿泊予定地などを書かせたり、あげくのはてにはブラジルに残っている親戚などに「この人は日本に行くけれど、日本で働かせません」という確認書まで書かせたりし、やっと観光ビザを出すという状況だった。どんどん外国に移住させておいて、日本に戻つて働かれるのはいやだと閉ざしていたのが、日本の'八〇年代。

ところが日本がバブル景気を迎えると労働力不足になると、今度は一八〇度方針を変えて、入管法を変え、日系人は「血」がつながっているから、どんどん来てくださいという形で受け入れた。かつては人口が過剰だと、山村とか農家の次男、沖縄の人達を押し出し、いつたん出たら

外国人あつかいで、労働力不足になると受け入れるというご都合主義を日本はやってきた。
さらに今度は現在のように不況ということで、一番先に切られていくのは彼らだ。このように「人」としてではなく、労働力としての扱いしかしていない日本の姿勢をよく認識しておきたい。

資料①

国籍別外国人登録人口
(福山市)

年次	総数	韓国 朝鮮	ブラジル	中国	フィリピン	米国	ペルー	英國	タイ	カナダ	マレーシア	ニュージーランド	その他	無国籍
1988	1643	1347	2	156	80	32	-	5	5	-	-	-	15	1
1989	1704	1374	1	160	84	47	-	3	8	1	3	2	20	1
1990	1806	1383	23	201	103	48	-	6	5	8	4	3	21	1
1991	2194	1393	278	220	165	56	10	8	11	11	7	6	28	1
1992	2559	1393	496	289	201	63	30	15	12	12	11	7	29	1
1993	2668	1387	545	354	180	65	31	14	20	10	12	11	48	1
1994	2638	1382	517	362	206	66	18	15	18	9	6	4	34	1